

少年指導委員に対する報償金の支給基準について

昭和60年3月22日

埼例規第20号・少・会

警察本部長

少年指導委員に対する報償金の支給基準について（例規通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき委嘱されたみだしの少年指導委員に対する報償金については、次の基準により、昭和60年4月1日から支給することとしたから、取扱いに誤りのないようにされたい。

記

1 支給基準等

(1) 支給基準

報償金は、月額3,200円とする。ただし、月の途中で委嘱され、又は解嘱され、若しくは辞職（死亡の場合を含む。以下同じ。）した場合は、その月の委嘱期間が月の2分の1以上のときは、全額を支給し、月の2分の1に満たないときは、60パーセントを支給する。

(2) 支給時期

報償金は、年度ごとに全額を一括して翌年度の4月中に支給する。ただし、年度の途中で解嘱され、又は辞職した場合は、解嘱され、又は辞職した月の翌月中とする。

2 所得税の徴収

報償金の所得税は、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の乙欄を適用する。

実施日

この例規通達は、昭和60年4月1日から実施する。

実施日（昭和61年3月26日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和61年4月1日から実施する。

ただし、第3〔特別昇給実施要領〕、第5〔地方警務官に対する旅費支給要領〕、第6〔警察参考人等に対する費用弁償に関する要綱〕及び第7〔退職手当支給事務の取扱いについて〕の改正規定は、昭和61年3月26日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成13年3月14日埼例規第13号・少）

この例規通達は、平成13年4月1日から実施する。

実施日（平成22年2月24日少第81号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成26年3月27日少第166号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

実施日（平成27年3月11日会第232号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成28年3月25日少第133号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。